

定 款

株式会社ランドネット

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社ランドネットと称し、英文では、LANDNET Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
2. 不動産、株式、保険等の資産運用に関するコンサルタント業
3. 不動産の有効利用に関する企画、調査、評価、設計及び施工
4. 賃貸建物の所有者に対する家賃保証事業及びその仲介
5. 講演会・シンポジウム・セミナー・催事の企画、制作、運営、開催
6. 建築一式工事、土木一式工事の企画、調査、設計、施工、請負、管理及びコンサルティング業務
7. 建築資材、土木建築資材、住宅設備・機器、エクステリア用品の設計、施工、販売及び輸出入
8. 建物及びエレベーター等の設備の保守管理、修理、清掃業務
9. 建物、構造物の解体業
10. 産業廃棄物の収集運搬、処理業
11. 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
12. 生命保険の募集に関する業務
13. 古物の売買
14. 飲食店の経営
15. 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
16. 融資の斡旋、事務代理・代行業務
17. 宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成及び販売
18. 住宅瑕疵担保責任保険、住宅の検査・審査・評価・証明、住宅履歴等の取扱業務
19. インターネット等のネットワークを利用したコンテンツの企画、制作、運営及び保守
20. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、販売及び保守
21. インターネット等のネットワークを利用した各種情報処理・情報提供サービス及びマーケティング業務
22. 広告、宣伝、印刷及び出版業

- 23. アプリケーションの開発、販売、保守、管理
- 24. 労働者派遣業
- 25. 有料職業紹介事業
- 26. 住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業に関する業務
- 27. 貸金業
- 28. 上記各号に関するコンサルティング業務
- 29. 上記各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社の本店は、東京都豊島区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する。

(機 関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、23,743,200株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人、新株予約権原簿及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第33条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催すること

ができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

1. 変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。